

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和27年法律239号		
手続名	旅行サービス手配業者の登録の取消し等	根拠条項	第37条		
処分基準	旅行業法第37条及び第71条並びに旅行業法施行規則第74条による。				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関 観光課	交付 機関 観光課	目次 No.